

福岡県介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金 貸付の概要

1. 福岡県介護福祉士修学資金・社会福祉士修学資金とは

介護福祉士及び社会福祉士の養成施設（以下「養成施設」という。）に在学する学生（※1）で、将来福岡県の区域内（以下「県内」という。）において介護業務等（以下「返還免除対象業務」という。）

（※2）に従事しようとする者に対し資金の貸付を行い、その修学を容易にすることにより、介護福祉士及び社会福祉士の養成及び確保並びに定着を支援することを目的とした貸付制度です。

卒業した日から1年以内に介護福祉士または社会福祉士の登録を行い、県内で返還免除対象業務に従事した場合は、一定期間返還が猶予（保留）されます。返還が猶予されている間、県内で5年間継続して返還免除業務に従事した場合は、貸付金が免除されます。

なお、返還猶予要件や返還免除要件を満たさない場合、適宜所定の手続きが行われない等といった場合には、返還となります。

※1

- ・介護福祉士養成施設とは、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第40条第2項第1号から第3号までの規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設を指します。
- ・社会福祉士養成施設とは、法第7条第2号又は第3号の規定に基づき文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した養成施設を指します。
- ・本事業の貸付対象は、介護福祉士及び社会福祉士養成施設のうち、学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校（専門課程）の学生に限ります。

※2 「返還免除対象業務」について

昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務をいいます。（本会ホームページ参照）

2. 貸付対象者

次の（1）から（5）までの全ての要件を満たす者を貸付の対象とします。

他の都道府県から重複して貸付を受けることはできません。

なお、介護福祉士国家試験受験対策費用及び生活費加算の貸付対象者は、（6）（7）の要件を満たす者に限ります。

※学校教育法に規定する大学、短期大学、専修学校（専門課程）以外の養成施設の学生への貸付につ

いては、福岡県社会福祉協議会（福祉人材センター）あてお問合せください。

（１）次のアからウのいずれかに該当する者

ア 県内に住民登録をしている対象養成施設の学生であって、卒業後１年以内に県内で返還免除対象業務に従事しようとする者。

イ 県外に住民登録をしている県内の対象養成施設の学生であって、卒業後１年以内に県内で返還免除対象業務に従事しようとする者。

ウ 入学した前年度に県内に住民登録をしていた者で、かつ、県外の対象養成施設の修学のために転居した者であって、卒業後１年以内に県内で返還免除対象業務に従事しようとする者。

（２）次のアまたはイのいずれかに該当する者であって、家庭の経済状況等から貸付が必要であると養成施設の長が推薦する者。

ア 学業成績等が優秀と認められる者

イ 卒業後、中核的な介護職員等として従事する意欲があり、介護福祉士又は社会福祉士資格取得に向けた向上心があると認められる者

（３）修学に際し、経済的援助を必要としている者（独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生の家計基準を満たすこと）。

（４）同種の修学資金、又は修学に係る公的な経済支援を他から受けていない者。（※３）

※３ 他の奨学金等との併用について

【併用不可】

- ・養成施設への就学のため、同じ資金使途となる国費による貸付や給付との併用
（例）生活福祉資金、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金、母子及び父子福祉資金
- ・本貸付制度の「生活費加算」と、高等教育の修学支援新制度の「給付型奨学金」との併用

【併用可】

- ただし、自己負担（不足額）の範囲内かつ貸付限度額の範囲内とします。
- ・独立行政法人日本学生支援機構の「奨学金」
- ・日本政策金融公庫の「国の教育ローン」
- ・「専門実践教育訓練給付金」および「特定一般教育訓練給付金」
- ・高等教育の修学支援新制度（ただし、利用が可能な場合は、同制度を優先して利用すること）

（５）養成施設を卒業後、１年以内に介護福祉士または社会福祉士資格を登録し、県内の社会福祉施設等で返還免除対象業務に継続して従事しようとする者（週２０時間以上、１年あたり１８０日以上、業務従事的意思がある者）。

（６）介護福祉士国家試験受験対策費用の貸付対象者は、対象養成施設を卒業見込みの者であって、当該卒業年度に介護福祉士国家試験を受験する意思のある者に限る。

（７）生活費加算の貸付対象者は、次のアからウのいずれかに該当する者に限る。[詳細はP.9](#)参照。

ア 県内の生活保護受給世帯の子である者

イ 対象養成施設への進学により、県内の生活保護受給世帯の子でなくなっていた者

ウ 県内の生活保護受給世帯に準ずる経済状況にあると知事が認める世帯の子である者

【補足】・上記要件を満たせば、外国人留学生も貸付対象とします。

・貸付の可否は、審査により決定します。

3. 貸付金額等

(1) 対象経費及び貸付上限額

自己負担額(不足額)の範囲内かつ、貸付上限額の範囲内での金額(千円未満切り捨て)とします。

イ・ウ・エは、アに加算することができます(アの貸付が不要である場合は、本貸付制度の対象とはなりません)。

ア 「月額(修学費)」の対象経費

対象養成施設に支払う納付金(授業料、実習費、教材費等)、参考図書、学用品、交通費(年間を通じた購入の場合、6カ月定期購入で算定)、国家試験の受験手数料等の経費

イ 「入学準備金」の対象経費【任意】

入学金等、対象養成施設に入学する際に一時的に必要な経費(入学時の貸付に限る)

ウ 「就職準備金」の対象経費【任意】

就職の際に一時的に必要な経費(対象養成施設を卒業した翌年度に就職する意思がある場合に限る)

エ 「国家試験受験対策費用」の対象経費【任意】

介護福祉士養成施設が通常の教育課程とは別に実施する介護福祉士国家試験受験対策講座、民間機関等が実施する同講座の受講費、模擬試験の受験料、参考図書の購入費用等

(2) 利子 無利子

(3) 貸付期間 養成施設の在学期間

(4) 連帯保証人 原則1名(法人可) 詳細は P.7 参照

【貸付額一覧表】

	介護福祉士	社会福祉士
月額	5万円以内	5万円以内
入学準備金	20万円以内	20万円以内
就職準備金	20万円以内	20万円以内
生活費加算	加算対象者のみ申請可	加算対象者のみ申請可
国家試験受験対策費用	1年度につき4万円以内	なし

【補足】・介護福祉士、社会福祉士修学資金は年4回に分けて送金予定。(6月、9月、12月、3月の各1日)。ただし、初年度の初回送金は、8月以降を予定。

- ・初回送金時に入学準備金を、卒業年度の最終送金時に就職準備金をそれぞれ送金予定。
- ・養成施設入学時点において社会福祉施設等で勤務している場合は、就職準備金の申請不可。
- ・国家試験受験対策費は、毎年6月に1年度分ずつ送金予定。

- ・生活費加算については **P.9 参照**
- ・返還になる可能性も考えて、貸付申請額を決定すること。

4. 申請手続き

必要書類を揃え、養成施設で取りまとめのうえ、指定の期日（令和7年度は6月4日）までに福岡県社会福祉協議会（福祉人材センター）へ提出してください。

養成施設の修行年限での一括契約を原則とします。

【補足】

- ・申請希望者は、貸付開始年度の4月に在学する養成施設から申請様式を入手してください。
- ・県外の養成施設において申請希望者がいる場合は、まず本会あて問い合わせください。
- ・学生から養成施設への提出期限は、養成施設ごとに異なりますので、養成施設に確認ください。
- ・高等教育の修学支援制度を申請された方は、同制度の採否結果を受けての申請となります。申請スケジュールは、養成施設に確認ください。
- ・申請後、本会で審査を行います。審査結果は、養成校を通じて通知します。
（貸付決定者には、貸付決定と併せて初回送金日も通知します。）

5. 貸付契約の解除

次の場合は貸付契約の解除となり、返還となります（「8. 貸付金の返還」参照）。

- （1）退学したとき
- （2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき
- （3）学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- （4）死亡したとき
- （5）貸付契約の解除の申し出があったとき
- （6）修学資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなると認められるとき

6. 貸付の休止

借受者が休学したとき、又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分までの修学資金の貸付を休止します。

9. 貸付金の返還猶予

養成施設を卒業後、借受者が、次の（１）から（５）のいずれかに該当する場合には、貸付額の返還の債務を猶予します。

返還猶予の事由が生じた際には、借受者は速やかに返還猶予申請等、所定の届出を行わなければいけません。

返還猶予の申請を行わなかった場合、又は返還猶予が承認されない場合等は、返還開始となります。

（１）介護福祉士又は社会福祉士資格を登録後、県内において継続して返還免除対象業務に従事しているとき。

・・・返還免除要件年数を満たすまでの期間について返還を猶予。

（２）貸付契約が解除された後も、貸付決定時に在学していた養成施設に引き続き在学しているとき。

・・・卒業までの期間について返還を猶予。

（３）貸付決定時に在学していた養成施設を卒業後、引き続き他種の養成施設（介護福祉士又は社会福祉士）において修学しているとき。

・・・在学期間について返還を猶予。

（４）借受者に、災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき。

・・・特別に承認が認められた場合、復帰するまでの期間について返還を猶予。

（５）国家試験に不合格の場合

・・・次年度も受験する意志がある場合に限り、次回受験年度末まで返還を猶予。

【補足】 ・（１）（４）は、履行期限の到来していない貸付額（既に返還を受けた金額を除く）のみが対象。

・（１）は、１年あたり１８０日以上業務に従事が想定される者。

・（１）の事由により返還猶予中の者は、毎年４月に現況届（指定様式）の提出が必要。

・退職し、退職した翌月までに県内で返還免除対象業務に再従事した場合は、届出が必要。

・人事異動により返還免除対象業務以外の業務に従事することになった場合は、返還猶予の対象とする（届出が必要）が、当該事由による期間については、返還免除対象期間として計算しない。

・このほか、返還猶予期間中に届出の内容に変更がある場合は、所定の手続きが必要。

7. 貸付金の当然免除

次の場合、貸付額の返還の債務を免除します。

ただし、免除となるまでの間、返還猶予申請、現況届（在職証明書）の提出等、適宜所定の届出が必要です。

また、返還免除要件を満たした場合、借受者は速やかに返還免除の申請を行わなければいけません。

返還免除の可否は、審査により決定します。

- (1) 養成施設を卒業した日から、1年以内に介護福祉士又は社会福祉士の登録を行い、県内(※1)において、介護福祉士または社会福祉士として、下記の期間継続して返還免除対象業務に従事したとき

介護福祉士修学資金または社会福祉士修学資金の借受者	5年間
ただし、中高年離職者(※2)に該当する場合 または 県内の過疎地域、離島及び中山間地域等(※3)で従事した場合	3年間

- ※1 国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設等で業務従事する場合は全国の区域。
 ※2 養成施設入学時において、45歳以上かつ離職して2年以内の者。
 ※3 返還免除対象業務に従事する時点の厚生労働大臣が定める中山間地域等の地域(平成21年3月13日厚生労働省告示第83号)第2号に規定する区域。対象地域は本会ホームページ参照。

- (2) 返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき

【補足】・雇用形態は問いません。返還免除対象期間の算定基準は下記のとおり。

「5年間」…在職期間が通算1,825日以上かつ従事期間が900日以上

「3年間」…在職期間が通算1,095日以上かつ従事期間が540日以上

- ・法人における人事異動等により、貸付を受けた者の意思によらず県外において返還免除対象業務に従事した期間は、返還免除対象期間として計算します。
- ・返還免除要件を満たさない間に退職し、退職した翌月までに県内で返還免除対象業務に再従事した場合は、従事期間を累計で計算します。

8. 貸付金の返還

借受者が、次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合には、返還事由が生じた翌月から返還となります。返還開始にあたっては、借受者からの返還開始に係る届出が必要です。

- (1) 貸付契約が解除されたとき

- (2) 養成施設を卒業した日から1年以内に、介護福祉士又は社会福祉士として登録せず、又は県内で返還免除対象業務に従事しなかったとき

※ 卒業年度の国家試験に不合格だった場合は、翌年度の試験まで返還猶予を認める。翌年度以降に不合格だった場合についても同じ取扱いとする(ただし、令和元年度以前の貸付契約者については、翌々年度の試験までを限度とし返還猶予を認める)。

なお、資格登録以前の介護業務等への従事については、返還免除対象期間として算入することはできない。

※ 介護福祉士資格の経過措置対象者の取り扱いについては P.8 参照

- (3) 県内で返還免除対象業務に継続して従事しなくなったとき

- (4) 業務外の事由により死亡、または心身の故障により介護業務等に従事できなくなったとき

【補足】・返還金納入方法は本会指定口座への振込とする(口座引き落としは不可)。

- ・返還期限は、返還事由が生じた月の翌月から起算して貸付を受けた月数の2倍の期間以内とし、一括・半年賦・月賦いずれかを選択可。

- ・連帯保証人も借受者と同様に、債務返還の義務があります。
- ・返還すべき者が正当な理由なく最終返還期日までに返還しなかったときは、最終返還期日の翌日から、残元金に対し日割りで延滞利子（令和7年度契約者については年3%）が発生します。

10. 貸付金の裁量免除

借受者が、次のいずれかに該当する場合、貸付額（既に返還を受けた額を除く。）の返還の債務を全額または一部の金額を免除する場合があります。

※個々の状況を確認のうえ審査により可否を決定するため、一律に適用されるものではありません。

- （1）業務外の事由により死亡し、又は障がいにより貸付額を返還することができなくなったとき
- （2）貸付を受けた期間以上、返還免除対象業務に従事したとき

【補足】・相続人又は連帯保証人も返還が困難である場合が対象。

- ・本人の責による事由により免職された者、特別な事情がなく恣意的に退職した者等は適用しない。

11. 連帯保証人について

申請にあたり、1名の連帯保証人（個人又は法人）が必要です。

連帯保証人は、借受者と連帯して債務全額を負担しなければいけません。

■連帯保証人が個人の場合

（1）要件

- ・原則として県内に居住し、独立の生計を営む成年者
- ・申請者に代わり債務の返還を行うことのできる者
- ・福岡県介護福祉士修学資金等貸付制度（介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金、再就職準備金、福祉系高校修学資金、福祉系高校修学資金返還充当資金、障がい福祉分野就職支援金、介護分野就職支援金）による貸付を受けておらず、他の貸付対象者の連帯保証人となっていない者

（2）貸付申請時の提出書類

- ・所得証明書
- ・印鑑登録証明書
- …いずれも3か月以内に取得した原本

（3）留意点

- ・貸付申請書には勤務先名称、月平均収入（稼働収入と年金収入がある者は内訳を記入）、本人との関係を記入すること。
- ・所得証明書の収入と、貸付申請書に記入の収入（現在の収入）が大きく異なる場合は、現在の収入がわかるもの（直近3カ月の給与明細書コピー等）を所得証明書に添付すること。
- ・生活保護世帯の者、債務整理中又は債務整理を予定している者は連帯保証人になれません。

■連帯保証人が法人の場合

(1) 要件

- ・法人登記簿に記載された法人であること
- ・申請者に代わり債務の返還を行うことができる（貸付予定額以上に資産を有している）法人

(2) 貸付申請時の提出書類

ア 履歴事項全部証明書

…3か月以内に取得した原本

イ 印鑑登録証明書

…3か月以内に取得した原本

ウ 前年度の決算書類

…会社法第435条に定める計算書類または金融商品取引法第79条70に定める財務諸表等。

例) 社会福祉法人 貸借対照表、資金収支計算書、事業活動計算書（法人統括分のみで可）等

その他法人 貸借対照表、損益計算書（法人統括分のみで可）等

エ 各申請者の連帯保証人となることについて、法人の意思決定の証拠書類

…決議機関における議事録の写し（原本証明の記載が必要）または法人役員全員が署名・押印した同意書のいずれか。

貸付申請期限内に上記書類提出が困難な場合に限り、「保証人承諾書（様式第34号）」を添付すること。ただし、その場合も、議事録または同意書が完成次第、該当書類を本会あて追加で提出すること。

(3) 留意点

- ・貸付申請書には本人との関係を記入すること。
- ・法人において、資産額の範囲内で複数の修学生の保証人となることは差し支えない。
- ・既に連帯保証人として本会から承認を受けた法人が、同年度内に別の申請者の保証人となる場合において、上記提出書類のうちア～ウの提出を省略することができる。ただし、ア・イについては、当該申請日から3か月を経過していないことを要する。

12.介護福祉士資格の経過措置該当者への対応

平成29年4月1日から令和9年3月31日までの間に介護福祉士養成施設を卒業した（する）者への経過措置に関して、本貸付事業での取り扱いは下記のとおりです。

(1) 返還当然免除要件

国家試験の合否または受験の有無にかかわらず、経過措置対象者（養成施設を卒業後、5年間の有効期限付きで資格を所持している者）が、県の区域内において規定年数継続して返還免除対象業務に従事した場合、返還免除の対象とする。

(2) 国家資格登録証の写しについて

卒業後、受験の状況によって、下記のとおり国家資格登録証を提出すること。

状態	提出が必要な書類
卒業年度の国家試験に合格	・国家資格登録証の写し

卒業年度の国家試験に不合格・未受験	・国家資格登録証の写し ・<u>資格登録有効期限通知</u>の写し
↳ 翌年度以降の国家試験を受験し、合格したとき	・資格登録有効期限<u>解除</u>通知の写し (手元に通知が届いたら随時提出)
育児休業等によって有効期限を延長したとき	・資格登録有効期限<u>変更</u>通知の写し (手元に通知が届いたら随時提出)

※ 返還免除要件を満たす前に、離職などの理由で介護福祉士資格を失効した場合は、資金返還となる。

13.生活費加算

生活保護世帯の子等が高校卒業後に本制度対象の養成施設へ進学を希望する場合に、通常の貸付内容に加えて、在学中の生活費の一部に充当できる生活費加算を上乗せすることができます。

1. 申請対象者

- (1) 生活保護受給世帯の子
※ただし、養成施設への進学後は生活保護の適用がないことが前提。
- (2) 市町村民税非課税世帯の子
- (3) 市町村民税減免世帯の子
- (4) 国民年金保険料掛金の減免世帯の子
- (5) 国民健康保険料の減免又は徴収猶予世帯の子

2. 経済状況等確認書類

生活費加算を申請する場合は、下記書類を提出すること。

	対象区分	必要書類
1	生活保護受給世帯の子	生活保護受給証明書 生活保護変更決定通知
2	市町村民税非課税世帯の子	非課税証明書
3	市町村民税減免世帯の子	減免証明書
4	国民年金保険料掛金の減免世帯の子	減免証明書
5	国民健康保険料の減免又は徴収猶予世帯の子	減免又は猶予証明書

3. 生活費加算額 基準表

年齢	級地区分					
	1 級地－1	1 級地－2	2 級地－1	2 級地－2	3 級地－1	3 級地－2
19 歳以下	42,080	40,190	38,290	36,400	34,510	32,610
20～40	40,270	38,460	36,650	34,830	33,020	31,210
41～59	38,180	36,460	34,740	33,030	31,310	29,590
60～69	36,100	34,480	32,850	31,230	29,600	27,980
70 歳以上	32,340	31,120	29,430	28,300	26,520	25,510

【級地区分ごとの市町村（福岡県）】

級地区分	市 町 村 名
1 級地－1	なし
1 級地－2	北九州市、福岡市
2 級地－1	久留米市
2 級地－2	大牟田市、直方市、飯塚市、田川市、行橋市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、宗像市、古賀市、福津市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、荏田町
3 級地－1	柳川市、八女市、筑後市、大川市、豊前市、小郡市、嘉麻市、朝倉市
3 級地－2	上記以外の市町村

4. 生活保護世帯の子への貸付内定の流れ

生活保護世帯の子については、養成施設入学前の貸付内定手続きを行うことができる。

項 目	内 容
①貸付申請	申請者は本会へ下記書類を提出する。 ・貸付申請書 ・生活保護証明書または保護変更決定通知書の写し ・住民票 ・在学中の学校が作成する調査書
②福祉事務所意見の確認	申請を受けた県社協は、申請者の居住地を所管する福祉事務所に対して、貸付予定額の報告を行うとともに、自立助長の効果に関する意見回答を依頼する。
③貸付内定通知	県社協から申請者および福祉事務所に対して、貸付内定を通知する。
④合否の報告	申請者は受験後、養成施設から合否通知を受けたときは、その結果を速やかに本会に対して報告する。

⑤保護変更日（世帯分離）の確定及び保護変更決定通知書の交付	福祉事務所は保護変更日（世帯分離）を確定し、申請者に対して保護変更決定通知書を交付するとともに、本会に写しを提出する。
⑥貸付決定（入学後）	申請者は本会へ下記書類を提出し、貸付決定手続きを行う。 ・貸借契約書 ・連帯保証人の印鑑証明証 ・振込口座申請書（通帳コピー添付）
⑦貸付決定の報告	本会から福祉事務所及び進学先の養成施設に対して、貸付決定を行った旨を報告する。
⑧貸付金送金	本会から申請者の指定口座に貸付金を送金する。 送金日は他の申請者と同日となる。

※生活保護世帯の子が内定手続きを行わなかった場合、入学後（通常スケジュール）での申請可。

14.申請書類

	提出書類	備考	部数
	申請時チェックシート	チェックシートの「確認項目」に留意のうえ、必要書類と併せて提出すること。	1部
申請者本人に係る書類	貸付申請書（様式第1-1号）	別紙記入例あり。	1部
	修学生推薦調書（様式第2-1号）		1部
	貸借契約書（様式第9-1、2号）	別紙記入例あり。 申請する資金によって様式が異なります。	2部
	住民票（生計を一にする世帯全員分）	3か月以内に取得した原本。 <u>外国人留学生の場合は、国籍および在留資格、在留期間の満了日が記載されたものとする。</u>	1部
	所得証明書（生計維持者分）	3か月以内に取得した原本。 <u>外国人留学生で所得証明書が取得できない場合は、「経済状況申告書（様式第33号）」で代用可。</u>	1部
	申請者の印鑑証明証	3か月以内に取得した原本。ただし、申請者本人が印鑑登録をしていない場合に限り省略可。	1部
	振込口座申請書（様式第32号）	－	1部
	振込指定口座の通帳コピー	銀行・名義・番号が分かるページ。	1部
個人保証	所得証明書	3か月以内に取得した原本。	1部

	連帯保証人の印鑑登録証	3 か月以内に取得した原本。	1 部
法人保証	履歴事項全部証明書	3 か月以内に取得した原本。 同年度内に複数の申請者に対して保証人となる場合は1 部のみ提出。(ただし、3 か月経過している場合は同年度内においても再提出が必要。)	1 部
	法人の印鑑登録証		1 部
	法人の意思決定の証拠書類 または保証人承諾書(様式第3 4 号)	決議機関における議事録の写し、または法人役員全員が署名・押印した同意書のいずれか。これらが貸付期限内に提出困難な場合に限り、「保証人承諾書」を提出すること。ただし、その場合も、議事録または同意書が完成次第、本会あて提出すること。複数の申請者に対して保証人となる場合は、申請者毎に提出が必要。	1 部
	前年度の決算書類	社会福祉法人であれば資金収支計算書・事業活動計算書・貸借対照表等、その他法人であれば貸借対照表・損益計算書等(法人統括分のみ)。前年度分の提出が困難な場合は前々年度分とする。	1 部
対象者のみ	※経済状況等確認書類	生活費加算申請者のみ。 課税証明書、生活保護受給証明書等。	1 部
	※離職したことの証明書類	中高年離職者に該当する者のみ。 離職票や被保険者資格喪失通知の写し等。	1 部

■申請書類作成時の注意点

(1) 基本事項

- ・貸付申請書、契約書は必ず両面印刷されたものを使用し、記入例を確認したうえで記入してください。
- ・黒のボールペンで記入すること。鉛筆や、擦ると消えるペンで記入された書類は受理できません。
- ・全ての書類において、日付を記入する項目については、書類作成日または提出日を記入してください。ただし、契約書裏面の契約日のみ空欄としてください。貸付決定後、本会で記入します。
- ・貸付申請書、貸借契約書における申請者及び連帯保証人の署名・捺印は、書面の内容を理解のうえ、必ず本人が行ってください。
- ・全ての書類において、申請者、連帯保証人の印鑑は、実印を使用してください。申請者が印鑑登録していない場合に限り、申請者印は認印での使用を可とします。ただし、連帯保証人の実印とは異なる印鑑を使用してください。
- ・外国人留学生在が氏名を記入する場合は、住民票のとおりに入力してください。貸借契約書以外の書類には、必ずフリガナも記入してください。
- ・貸付申請書の住所は、住民票に記載の住所を記入してください。ただし、申請者が住民票を異動せず、一人暮らしをしている場合は、貸付申請書には現住所を記載し、現住所を確認できる書類(公共料金請求書コピー等)を住民票と併せて提出してください。
- ・貸借契約書2部(裏面)の住所は、住民票に記載の住所を記入してください。
- ・原則として契約書の書き損じは認められませんので、再作成をお願いします。
やむを得ず訂正する場合は、二重線で取り消したうえで記入者の訂正印(実印)を押してください(金額は、貸付申請者と連帯保証人両名の訂正印を押印)。

(2) 所得証明書

前年度（令和6年度）分の取得が困難な場合は、前々年度（令和5年度）の所得証明書を提出してください。

申請者本人に係る所得証明書は、別添「生計維持者の所得証明書について」を確認のうえ提出してください。

〔介護福祉士・社会福祉士修学資金 申請手続・契約等の流れ〕

